

説明会会場で寄せられた質疑・意見等(要旨)平成27年9月27日開催分

番号	質疑・意見等(要旨)	回答
1	<p>発言は個人の責任で行うものであり、発言時には個人名を名乗るべきであり、で町丁名で名乗る方法はよくない。</p> <p>また地域のことを検討していくことであるので、旧六中跡地の整備については、説明会という形式ではなく、懇談会として開催していくべきだ。</p>	<p>今回の説明会では、個人情報保護の点から、氏名等を名乗っていただく必要はないというのが区の考え方です。</p> <p>また、学識経験者や地域の方で構成する検討委員会を設置し、活用についての区民意見募集も行った上で、活用計画の検討を行ってきておりますので、改めて懇談会を開催することは考えていません。</p>
2	<p>学芸大学駅周辺地区整備計画の考え方、懇談会で話されてきた地域の課題などが、この跡地の活用案では、反映されていないのはなぜか？ この地区に対する位置づけというものは、碑文谷公園、商店街とともに、六中跡地を地域の拠点として、連携して整備していくというものだ。行政内部の計画調整はどのようになっているのか？</p> <p>北側の施設と南側の施設と分断しているが、一体の施設として考えなくてはいけないのではないかと？ 避難所について考えても、碑文谷公園、鷹番小学校は、生活弱者への避難所として対応するとしても、確保できない現実がある。</p> <p>一体的に高齢者なり、生活弱者への避難所とするとしてほしい。小学校は、地元町会なり、住区が主体的に避難所運営することになるわけで、この場合は主体になれない。どこが主体的運営になるのか？ その整理を区は、していない。</p> <p>避難所運営の計画を立ててほしい。避難所運営の明確にしていれば、学校の避難所との棲み分けができる。地元としては非常に重要な話である。</p>	<p>旧第六中学校跡地にどのような施設を整備していくかについては、関係各課をはじめ、全庁的に検討を進めてきました。</p> <p>また、北側のスマイルプラザ中央町は、福祉避難所に位置づけられており、特別養護老人ホームについても、開設後、災害時には、福祉避難所の機能をもたせることを予定しており、事業者募集の際の条件としていきたいと考えています。</p>
3	<p>都市計画道路の整備が背景にあり、関係性が非常に強い跡地の整備計画なのに、都市整備部門の職員がなぜ出席していないのか？</p> <p>区道とすることは、考えていないということであるが、道路にすることを、地域と協議されたのか？</p>	<p>敷地の形状などから、敷地全体が有効に活用できるよう、施設整備の中で、歩行者導線を確保することとしました。今回の説明会は、旧第六中学校南側跡地の活用についてご説明するもので、都市計画道路に関する説明会は、必要に応じ別途行われるものと考えています。</p>

説明会会場で寄せられた質疑・意見等(要旨)平成27年9月27日開催分

番号	質疑・意見等(要旨)	回答
4	<p>300㎡の緑地とは、公開緑地なのか？ 歩行者動線は、何故、道路ではないのか？</p> <p>施設の中の緑地は、施設管理者が、責任を負うことになる。公道上で、事件が起きれば、区の管理のものであるが、敷地内であれば、施設管理者の責任だよということは、やや疑問がある。区の公共部あるということともいえる。</p>	<p>歩道上空地や敷地内通路は、法的には、施設設置者が管理することになります。</p> <p>区立施設以外の特別養護老人ホームの敷地内でトラブルが起きた際には、夜間、休日についても、施設から区に連絡が来ることになっており、普段から警察とも連携・協力して対応しています。</p> <p>なお、用地は事業者に貸し付けるため、歩行者動線を区道として位置付けることは考えていませんが、利用可能時間帯等については、事業者と十分調整していきたいと考えています。</p>
5	<p>事業者に公募要項を説明する前に、今日のように、地域に説明する場を設けてほしい。</p>	<p>公募要項については、選定委員会で検討し、決定していきます。事業者説明会で、公募要項を説明しますので、事業者以外の方も参加していただくことは可能です。なお、再度の説明会の開催については、改めて検討させていただきます。</p>
6	<p>北側が計画道路ですから、5階建は日影のこと関係なく整備できると思います。この周辺で、高い建物は、日影規制が制定前に作られた既存不適格なわけであり、事業者任せではなく、公募要項に区の条件として、3階建てまでとしてほしい。ここに5階建てを建てれば、周辺の環境が変わってしまう。</p>	<p>特別養護老人ホームの待機者数の状況から、敷地内で、最大限ベット数を確保していきたいと考えています。また、事業者公募にあたり、緑地の確保などを条件とする予定ですので、「具体的に整備する建物は何階までです」との制限を設けることは困難と考えていますが、事業者には、周辺の住環境に配慮して圧迫感が少ない施設の提案をしていただく予定です。</p>
7	<p>建物だけ整備できても、何かあるときに、園児を連れて逃げるとか、動けない方を介護し、避難させることができるか？ 介護人を集めることができる事業者を選定することができるか？ 今、老人施設で、いろいろな問題が起きている。良い事業者を選定するには、どのような基準に注目して行うのか教えてほしい。選定委員会は傍聴できるのか？</p> <p>選定委員会で公募要項を決定する前に、住民の意見を取り入れていただける時間はあるのですか？ 選定過程の段階で、住民の意見を聞く場を設けるべきである。</p>	<p>災害時やトラブルがあった時の避難体制等については、事業者を選定する際に十分確認していきたいと考えています。公募要項については、本日いただいたご意見も踏まえ、選定委員会で検討し決定していきます。事業者説明会で、公募要項を説明しますので、事業者以外の方も参加していただくことは可能です。</p> <p>なお、再度の説明会の開催については、改めて検討させていただきます。</p>

説明会会場で寄せられた質疑・意見等(要旨)平成27年9月27日開催分

番号	質疑・意見等(要旨)	回答
8	公募要項で、17mまで建てていいとなれば、現在、見えている富士山が見えなくなり、家の資産価値が落ちる。	ご意見として受け賜ります。
9	説明する区の方は、わかっているのだろうが、私たちは場所も内容も経緯もわからない。スクリーンもあるのだから、地図を示して説明してほしい。また公募する前に、こういう条件で公募しますのでご意見くださいという説明会を開催してほしい。	再度の説明会の開催については、改めて検討させていただきます。
10	今年8月に隣地に引っ越ししてきたものです。事前に区に確認した際には、公園であると説明されました。この間説明会の案内をいただいた際、保育所を整備すると初めて知ったのです。今回は、特別養護老人ホームと保育所の整備という説明会ですが、このような場でなく、個々の家で、個々に説明をしていただく機会はないのでしょうか？音に敏感な子供がいるため、静かな環境を求めて、引っ越してきました。子供の症状が悪化した場合には、どのように責任を負ってくれるのですか？今後どこが対応していたのか、明確にしていきたい。	跡地に接しておられるご近隣の方には、境界のことをはじめ、確認させていただくこと、ご相談させていただくことがありますので、個々にお話しさせていただきたいと考えています。 また、個別のご事情については改めてお話をお聞かせいただき、どのような対応が可能か、ご相談させていただきます。
11	今回、案内で初めて、跡地整備を知ったわけです。今回の整備について議会での承認があったのか？	跡地に特別養護老人ホーム及び認可保育所を整備することについては、区議会の各常任委員会に報告させていただいております。
12	確かに特養も、保育園も、必要なものです。新しく建てるのであれば、防災の観点から、地域の方の認知症の高齢者の方を拠点となって受け入れられる施設になってほしい。鷹番保育園のことは、みなさんご存知だと思います。高い塀で、囲われる状況でした。	保育所の運営に当たっては、保育園児と特別養護老人ホーム入所者との交流や近隣公園の利用など、様々な資源を活用し、工夫して運営していくよう働きかけていきます。なお、特別養護老人ホームについては、災害時には福祉避難所としての機能を持たせていく予定です。
13	かつて公園ができるという説明会があった。皆さんの意見を受け入れて検討させていただくという回答だけでは、信用できない。	再度の説明会の開催については、改めて検討させていただきます。

アンケートで寄せられた質疑・意見等(要旨)平成27年9月27日開催分

番号	質疑・意見等(要旨)	回答
1	<p>目黒区の区民一人当りの公園の広さは、23区中21位の現状です。公園を増やす計画はどうか？</p> <p>六中跡地をいきなり保育所、老人ホーム建設地に変更しました(住民意不在)では、住民は、到底納得できません。住民に対して合議的対応が全くないでは、恣意的で、一方的で、横暴ではないでしょうか？役所主権で良いのでしょうか？</p> <p>案が出た時点で、住民に議案として提案し、賛成、反対の決を採るべきではなかったかと考えます。説明会を開き、一応、住民の意見を聞くような場を形式的に設けるだけで、実は、住民意見が全く反映されず、只聞き流しているだけとしか見られません。</p> <p>事業者募集要項の素案(ドラフト)(建物図案、配置図案等を含めて)を、住民との協議のうえで、修正し、最終案を出し、住民の賛同を得てから、公募すべきです。順番が間違っており、住民を無視してまで急ぐ意味、必要性が全く、理解できません。</p> <p>5階建てでは、日照、景観が悪くなり、精神的障害、電波障害を生じ圧迫感を受けることとなります。建ぺい率、容積率、高さ規定の範囲なら、何を作っても良い訳ではありません。住民の環境権が最重要です。</p> <p>総合責任者を決めてください。(建設段階から開設後まで)。前任者がしたことだから、わかりませんなどをいうことはなしにしてください。対応が不適切だと、住民が不服を申し立てたり、反対運動が起こりかねないと思います。</p> <p>時系列的に見ても、すべてが恣意的です。</p>	<p>目黒区では、旧第六中学校跡地施策の活用策を平成19年に定めた際には、地域説明会のほか第六中学校跡地施設活用検討委員会を設置して具体的な活用策を諮問し、区民・区議会・行政からの活用意向及び意見要望を基に取りまとめ必要な検討を行って第六中学校跡地施設活用計画を策定しています。活用策では用地売却後の道路南側部分の活用として、道路整備に伴う中央町一丁目児童遊園の減少部分の代替公園を整備するとともに、今後新たに発生する施設需要に備えてまちづくりの種地とし活用するとしてきました。また用地活用及び施設整備に関する基本方針を平成22年3月に定めましたが、その中で、旧第六中学校跡地まちづくり種地につきましては、今後、道路整備と合わせた検討を進めるものとして、位置付けてきました。</p> <p>今回の施設整備にあつては、現在の行政課題を解決することを目的として、地域の特性を踏まえ、敷地全体を活用し地域に開かれた施設として、在宅高齢者の支援や子育て支援も視野に入れ、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、広く地域に貢献できる施設の整備を目指しています。そのため、敷地内において、緑地の保全、オープンスペースの創出になるような事業者提案を受けるようにしたものです。今回の施設整備にあつては、敷地内において、緑地の保全、オープンスペースの創出などを条件とし、事業者提案を募集することとしています。</p> <p>今回、活用案として区役所内の政策決定を経て、議会報告後、案として説明会を開催いたしました。施設整備計画の策定では、色々なご意見が寄せられ、反映できるもの、反映できないものがございしますが、区民の共有の財産である区有地として広く区民のニーズにこたえていくことが大切であると考えております。</p> <p>配置計画をお示しできるのは、事業者公募後になりますが、計画道路ができれば、建物へのアプローチや資材等の搬入経路は、北側計画道路側から、建物の日影は北側道路側に落ちるような配置計画になるものと考えています。5階建てというのは、この土地の高さ制限や容積率などから可能なボリュームを言ったものであり、空地や緑地、通路などの配置など、環境配慮事項などを加味し、整備計画が提示されてくるものと考えています。</p> <p>各施設の事業内容の指導については、関係所管が窓口となります。</p>
2	<p>出席者の皆さんが、いろいろとご質問されますので驚きました。建設的意見とか、疑問とかでしたら、収穫があって、良かったのと思いました。よい完成となりますよう祈っております。</p>	<p>ご意見として受け賜ります。</p>
3	<p>説明図内の文字が小さく読めません。判読不可能な資料を渡す…民間では、考えられません。次回は読める資料を望みます。</p>	<p>資料については、できるだけ判り易く作成するよう努めていきます。</p>

アンケートで寄せられた質疑・意見等(要旨)平成27年9月27日開催分

番号	質疑・意見等(要旨)	回答
4	<p>認可保育所予定地に隣接する所に住んでいる。前計画では、公園と聞いていたので、驚いています。保育所、老人ホームが不足しているということを考えれば、建設もいたしかないとは思いますが。私自身も保育園、老人ホームに家族を入れようと思いたいへんでしたし、希望にかなわなかったりしました。将来、どちらかに入所希望した場合に、隣にあるのに入所できない。工事など騒音に我慢したのに入所できないというのは、つらいです。施設ができる以前から住んでいる住民に対して優遇していただきたい。</p>	<p>今回の整備計画の建設工事等で近隣の皆様にご負担をおかけすることとなり、申しわけございません。</p> <p>認可保育所の入所については、区が保育の必要性を認定した上で、保護者の就労状況等に応じた指数により入所選考を行い、入所者を決定しております。そのため、隣接地にお住まいの方の入所を優先することはできませんが、認可保育所は、地域の子育て支援の役割を担っており、区内の認可保育所でも子育て広場や園庭開放などが行われております。今回の公募においても、事業者からの提案を受けて地域の子育て支援事業を実施する予定ですので、ご活用いただければと存じます。</p> <p>特別養護老人ホームの入所につきましては、「目黒区特別養護老人ホーム入所指針」により、入所申込者のうち要介護3以上の要介護者及び居宅において日常生活が困難などやむを得ない事由がある要介護1または2の要介護者のかたの要介護度、介護の状況及び住環境などに応じた指数により入所判定を行い、入所者を決定しております。そのため、隣接地にお住まいの方の入所を優先することはできませんが、入所の優先度が高い場合は入所も可能かと存じます。また、公募要項でも、目黒区民の優先の入所について協力をお願いしていきたいと考えております。</p>
5	<p>施設整備には、賛成です。</p> <p>1 事業者選定について 特養と保育所を一体で運営できる法人に高い点数をつける予定か？ 区として、幼老一体化や、高齢と幼児が触れ合える場づくりを推進する考えがあるのか？業者選定の際に、上記、幼老一体化を実施している法人に高い評価を付けたり、選定業者に指導や要望事項を伝えていく考えがあるか？</p> <p>2 施設整備計画について 現在、具体的な数字を盛り込んだ施設数整備計画として5か年の実施計画があると思いますが、10年後、20年後の保育、特養ニーズの推移をどの程度織り込んで、10年後、20年後の必要施設数のマイルストーン、数値目標を改定しているか？ 保育所整備予定の土地は、30年間の貸与だが、30年定期で途中解約はあり得るのか？30年以内の保育ニーズの推移、事業者の経営状況の変化により、区の都合、事業所の都合で、途中解約の可能性は想定しているのか？</p>	<p>1 - . 特別養護老人ホームと保育所の募集については、開設時期が異なることから、別途、事業者公募を行いますので、一体的な運営ということだけで、評価することは考えておりません。</p> <p>保育所の事業者選定に当たっては、施設計画について児童の安全性や活動性、近隣への配慮などを評価するとともに、事業者が実施する保育内容の評価が大きな要素となります。</p> <p>今回の公募に当たりましては、単に特養ホームの事業者募集に応募することをもって加点することは予定していませんが、高齢者との交流事業等についての提案を求め、その内容を評価に加えることは検討しております。</p> <p>2 区では、5年間の実施計画のほか、10年間の期間で基本計画を策定して事業に取り組んでいます。保育所及び特別養護老人ホームについても、5年間の整備目標を掲げております。整備数のような具体的な数値目標については、5年間の中で、推計人口や保護者のニーズに応じて子ども総合計画・実施計画に掲げて整備を進めていくこととしています。</p> <p>今回の公募に当たっては貸付期間満了まで事業を継続していただくこととしています。</p>